

引上げ分の地方消費税交付金の使途について

令和元年10月1日からの消費税率の引上げに伴い、道から市町村に交付される地方消費税交付金も増額となり、その増額分（社会保障財源化分）は、社会保障の施策に充てることになっています。

本市の令和4年度当初予算では、増額分（社会保障財源化分）を3億1,020万円と見込んでおり、下表のとおり事業に充てる予定です。

(単位：千円)

事業	事業内容	事業費	財源内訳		
			国・道 その他の 特定財源	一般財源	
				うち引上げ 分の地方消 費税交付金	
障がい者 福祉	障がい者自立支援費、 身体障がい者福祉費など	919,355	672,663	246,692	39,746
高齢者 福祉	老人ホーム費、 老人福祉費など	343,374	106,499	236,875	38,164
児童福祉	子ども子育て支援費、 児童福祉施設費、 児童福祉総務費など	996,080	661,536	334,544	53,900
母子父子 福祉	母子相談、 児童扶養手当支給費など	74,464	26,187	48,277	7,778
社会保険	国民健康保険事業、 介護保険事業、 後期高齢者医療事業	1,079,345	205,132	874,213	140,850
保健衛生	予防接種事業、 母子保健事業、 健康増進事業など	281,321	96,595	184,726	29,762
合 計		3,693,939	1,768,612	1,925,327	310,200